

答申第20号

答 申

1 審査会の結論

平成25年5月21日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成25年5月31日付けで行った自己情報部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条の規定により、実施機関に対し、平成25年5月21日付けで次に掲げる内容の本件開示請求を行なった。

ア 平成22年度市県民税に係る決定の異議申立て（平成22年6月29日提出）に関する書類一式

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する自己情報の記録として、次のもの（以下「本件記録」という。）を特定した。

ア 市民税・県民税の賦課決定に係る異議申立てについて（報告）

イ 異議申立てに係る調査について（伺い）

ウ 異議申立てに係る調査について（報告）

エ 異議申立てに係る決定について（伺い）

オ 決定書

カ 受取受領書

その上で、本件記録について、自己情報の記録の一部の開示をしない理由を次のとおり記載し、平成25年5月31日付けで自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(ア) 自己情報の記録の一部の開示をしない理由

開示請求者以外の個人の氏名については、条例第16条第2号に該当するため

(3) 異議申立人は、平成25年6月5日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

部分開示決定となった部分には、事業者の名称のみ記載があり、担当者が、どの部門に所属する者なのかが判明せず、正しい調査と言えるのか判らないため。個人名が開示できなくても、その者の所属部署は明示されたい。

4 実施機関の不開示理由説明

上記2(2)ウ「異議申立てに係る調査について（報告）」中の開示請求者以外の個人の氏名については、条例第16条第2号に該当することから当該部分を不開示とした。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件記録のうち不開示とした部分について争っている。

異議申立人は、不開示部分については、個人名が開示されなければ、当該記録の趣旨が正しいものかどうかの判別が出来ない。また、個人名が開示が出来ないのであれば、当該個人の所属部署は明示されたいと主張している。

このことから、以下、条例に基づき部分開示決定の該当性について検討する。

条例第16条において、自己情報の記録は、開示請求があった場合は、原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第16条第2号の該当性について

条例第16条第2号は、開示請求のあった個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合において、開示することにより当該個人の権利利益が侵害される恐れがあるときには、不開示とすることを定めたものである。

ここで、異議申立人が請求した、上記2の本件記録に対し、実施機関が行った本件処分における開示しない部分は「個人の氏名」であるが、これは、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものであることは明らかであるから、条例第16条第2号に該当すると言える。

なお、異議申立人は、個人の氏名以外に当該個人の所属部署の開示を求めているが、実施機関からの口頭による意見陳述及び聴取からは、本件記

録には、所属部署の記載が確認できない以上、そもそも開示請求の対象にはなりえないことを申し添える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 6月13日	諮問書の受付
平成25年 8月27日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成25年10月31日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	内 田 典 夫
委 員	白 石 友 行
委 員	若 林 たけ子